賃金に関せよ

八、船具は完備せよ

九、作事の場合は船主の承諾を得て作事し仕上後金弐円五十銭也を支給せよ

十、毎月各自の勘定を明示せよ

三、右船の乗上乗下に付別紙として賃船を附すること
但し止むなく手漕の場合は其の乗合を船主側より支給せよ

二、万一要求に応ずる能はざる時は御回答する事 以上

昭和五年九月 日

大三商店船夫一同

大三商店主 佐藤平助殿

5.10.7
年1768

秘第三四六号

昭和五年十月四日 警視総監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙蔵殿
社会局長官殿
神奈川県知事殿

大三商店労働争議ニ関スル件

（別紙一件十日着）

要旨

（一）事業主八前記ノ交渉ニ依リ大体妥当ト認メラルル処マデハ譲歩ノ余地アリトテ強硬ナル態度ヲ持シ居レリ

（二）労働者側ハ最初ノ要求ヲ固執シ事業主ノ譲歩ヲ以テ解決ノ意ヲ認メ得ル限リ能ク協調ヲ保チ居レリ